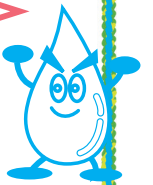




Q&Aコーナー

上下水道局に寄せられた
声をご紹介します。

この他にもたくさんの方
からご意見ご質問等が
寄せられました。
ありがとうございます！



Q

公園の「飲み水専用」の水は安全でしょうか？

A

また「飲み水専用」と「普通の蛇口」から出る水は違いますか？

那覇市では毎日水質検査を実施し、水道水の安全性を確認しています。

公園内に設置されている「水飲み水栓」と「手洗い水栓」の水も、浄水された安全な水道水であり、ご家庭の水道水とまったく同じものです。



Q

水道水に含まれているフッ素は虫歯予防に効果のある量なのでしょうか？

A

那覇市では浄水された水を沖縄県企業局より購入して各家庭へ給水していますので、水道水へのフッ素添加は行っていません。本市上下水道局広報誌「なはの水」やホームページに掲載している水質検査結果表に表示されている「フッ素及びその化合物0.05」とは、測定できる限界値（ 0.05mg/L ）未満という意味で、フッ素はほとんど含まれていません。

水道水へのフッ素の添加については、適量の添加（約 0.5mg/L 以上）が虫歯予防に効果があるとして、アメリカなど一部の地域で実施されています。しかし、日本における水道水質基準は 0.8mg/L 以下であるため、仮にフッ素を添加する場合は $0.5\sim 0.8\text{mg/L}$ の範囲で濃度を管理する必要があります。ちなみに、アメリカの飲料水基準は 2.0mg/L 以下、世界保健機構（WHO）ガイドラインでは、 1.5mg/L 以下となっています。

Q

定期的にタンク（貯水槽）の清掃はしたほうがいいですか？

A

水道水は、飲用、炊事、洗濯、風呂等生活用水として無くてはならないものです。これらの水が衛生的でなかったら、健康を害することにもなりかねません。タンク（貯水槽）のふた等が壊れ、異物が混入している恐れがないか、定期的な点検をおすすめします。業者に清掃をお願いする場合は「建築物飲料水貯水槽清掃業者」（本市上下水道局ホームページ掲載）へお願いします。 <http://www.water.naha.okinawa.jp/>

※タンク（貯水槽）の容量が 10m^3 を超えるもの（簡易専用水道）は、年1回の水質検査を受け、清掃を行う義務があります（水道法第34条の2、同法施行規則第55条及び第56条）。

また、 10m^3 以下の場合（小規模貯水槽水道）は年1回の水質検査を受け、清掃を行うよう努めなくてはなりません（那覇市水道給水条例第40条、同条例施行規程第26条）。